

ふるさと自然の会

会長 川内野 善治 様

このたびは、ご要望をお寄せいただきありがとうございます。

今回のご要望の詳細につきましては、所管をしている林政課長より、以下のとおりお答えさせていただきます。

今後とも、県政に対するご助言とご協力を願い申し上げます。

平成24年 6月13日

長崎県知事 中村 法道

「『佐世保市宇久町の保安林の解除をしないことの要望』における保安林の解除申請手続きがなされた場合の県の対応」についてお答えします。

ご指摘のとおり、佐世保市宇久町の森林はクロマツ林の占める割合が高くなっています。

クロマツ林は風や潮に強く、離島や海岸線に植栽され、その防風・防潮効果等により住民の生活や農業、水産業等に多くの効果をもたらしています。本県でも、海岸防風林としての松林造成や松くい虫防除により松林の保護・保全を図ってきたところです。

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能に着目し、受益の対象との関係において特にそれらの公益的機能を發揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業を確保することによって所期の機能の維持増進を図り、公共目的を達成しようとするものです。

このため、保安林の解除については、1. 指定理由の消滅、2. 公益上の理由、により必要が生じた場合に限られています。

なお、1. 指定理由の消滅に該当する場合とは、おおむね次のとおりとなります。

(1) 受益の対象が消滅したとき

例えば、鉄道がその受益の対象となっていた落石防止保安林において鉄道の廃止又は路線変更によって他に移転した場合等が該当します。

(2) 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき

例えば、海岸侵食等による森林の滅失が該当します。

(3) 当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設等が設置されたとき又はその設置が極めて確実と認められるとき

(4) 森林施業を制限しなくとも受益の対象を害するおそれがないと認められるとき

2. 公益上の理由に該当する場合としては、森林を保安林として存続させ、森林の保全的機能その他を十分に發揮させるという公益上の必要性と他の公益目的に供することの必要性とを比較して保安林を解除するかどうかを判断することになります。

公益上の必要性の判断は、保安林を土地収用法その他の法令により土地を収用若しくは使用できることとされている事業又はこれに準ずるものとの用に供する必要が生じたときとなっております。

風力発電については、平成23年8月26日に成立し、平成24年7月1日施行となる「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に

関する特別措置法」を受け、特定規模電気事業者による保安林解除申請については、保安林の持つ水源かん養や災害防止等の機能にも十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」による解除として取り扱うこととされたところです。

なお、転用を目的とする解除申請の場合の具備すべき要件として

(1) 用地事情等

その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

(2) 面積

保安林の転用に係る土地の面積が必要最小限のものであること。

(3) 実現の確実性

事業に関する計画の内容が具体的であり、計画どおり実施されることが確実であること。

事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

(4) 代替施設の設置

当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設の設置等の措置が講じられたか、又は講じられることが確認できるか。をすべて満たす必要があります。

保安林解除申請書が提出された場合には、上述の要件及び利害関係者の意向について検討を行い、当該保安林の解除の可否について個別に判断することになりますので、ご理解いただきますようお願いします。

長崎県林政課長 下釜 一教